

令和5年3月15日改正

令和6年3月19日改正

国立研究開発法人科学技術振興機構が
中長期目標を達成するための計画
(中長期計画)

認可：令和4年3月25日

国立研究開発法人科学技術振興機構

目 次

(序文)	1
(前文)	1
I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創	2
1. 1. 研究開発戦略の立案・提言	2
1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析	3
1. 3. 社会との対話・協働の深化	4
2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進	5
2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進	5
2. 2. ムーンショット型研究開発の推進	8
2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	9
2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進	9
3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進	10
4. 多様な人材の支援・育成	12
4. 1. 創発的研究の支援	12
4. 2. 多様な人材の育成	14
5. 科学技術・イノベーション基盤の強化	16
5. 1. 情報基盤の強化	16
5. 2. 国際戦略基盤の強化	18
5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化	20
6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築	21
II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22
1. 組織体制及び事業の見直し	22
2. 経費等の合理化・効率化	22
3. ICT 活用の推進	23
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	23
2. 短期借入金の限度額	24
3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	24
4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	24

5. 剰余金の使途	24
IV. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	24
1. 法人の長によるマネジメント強化	24
2. 内部統制の充実・強化	25
2. 1. 内部統制の運用と改善	25
2. 2. リスクへの対応	25
2. 3. ICT利用・統制及び情報セキュリティ	26
3. その他行政等のために必要な業務	26
4. 施設及び設備に関する事項	26
5. 人材活用に関する事項	27
6. 中長期目標期間を超える債務負担	27
7. 積立金の使途	27
予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	28
1. 予算（中長期計画の予算）	28
2. 収支計画	41
3. 資金計画	53

※括弧毎の事業が一定の事業等のまとまり。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間における中長期目標を達成するための計画（以下「中長期計画」という。）を次のとおり定める。

(前文)

機構は、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人であり、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、これまでも国立研究開発法人や大学、企業等と協働した研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所の運営を通じて、我が国全体の研究開発成果の最大化に貢献してきた。

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、国内外の情勢変化を踏まえて経済発展と社会課題の解決を両立させるべく Society5.0 の社会実装を具体化させていくこととされており、とりわけ「経済発展」については「国民の安全・安心の確保や持続可能で強靱な社会づくり、更には一人ひとりの多様な幸せを追求できる世の中にしていくことが、結果として「経済発展」につながる」としている。

中長期計画では、社会の声を反映させつつ研究開発戦略立案を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとする社会的要請を踏まえた科学技術に基づく新たな価値の創造と社会変革の源泉となる研究開発を推進することにより、経済発展と社会課題の解決を目指す。また、研究開発成果の最大化に向け、国内外の研究機関や行政機関、産業界、学協会等、様々な関係者とともに、常に有望な研究課題を探索・発掘し、社会の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら研究開発を推進することにより、世界トップレベルの科学技術・イノベーションを牽引する。これらを推進するうえで必要となる、多様な人材の支援・育成や新たな社会を支えるための科学技術・イノベーション基盤を強化するとともに、大学ファンドの運用と運用益による大学の研究環境整備及び若手研究者支援に関する助成業務を行うことで、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、我が国の科学技術・イノベーション政策の実現に貢献していく。

I. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構は、科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、我が国全体の研究開発成果の最大化に向けた事業運営を行う。

事業の推進に当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化するとともに、災害等の緊急事態や社会の変化に対して機動的に対応する。また、科学技術・イノベーションの創出には、多様な人材の関与が必要であることから、ダイバーシティに配慮し、性別、年齢、国籍を問わず多様なステークホルダーの事業への参画を促す。

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創

科学技術の振興を通じて、我が国の経済発展と SDGs の達成をはじめとした国際社会の持続的発展に貢献していくため、国内外の経済・社会の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を行い、科学に対する社会的期待や解決すべき社会課題を可視化し、研究開発戦略を立案するとともに、社会との共創による新たな価値の創造に向けた取組を推進する。

1. 1. 研究開発戦略の立案・提言

国内外の科学技術・イノベーションや関連する社会の動向を俯瞰的に把握するとともに、その分析を行い、研究開発成果の最大化に向けた研究開発戦略を提案する。その際、これまでの経験により蓄積してきた知見や様々なステークホルダーから得た知見も活用する。

[推進方法]

- ・機構は、国内外の科学技術・イノベーションや関連する社会の動向及びそれらに関する政策動向を俯瞰的に把握するとともに、その分析を行う。
- ・機構は、俯瞰的に把握した動向と、その分析の結果を取りまとめるとともに、問題解決のための課題を抽出し、多様なステークホルダーの参画を得て、研究開発戦略を立案する。
- ・機構は、得られた成果について、関係府省、大学、企業等の様々なステークホルダーへ情報提供及び提案をするとともに、必要に応じて協働し、その活用や実現を目指す。また、機構における経営や研究開発事業の成果最大化にも活用する。
- ・機構は、政策・施策や研究開発等での活用状況や課題について、適宜把握し、品質向上の取組等に生かす。

[達成すべき成果]

- ・多様なステークホルダーの参画を得て、研究開発戦略を立案すること。
- ・研究開発戦略等の成果物や、提供した知見・情報が関係府省、外部機関、機構等の政策・施策や研究開発等に活用されるための取組を行うこと。

1. 2. 社会シナリオの提案・科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析

2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ・戦略の提案を行う。また、アジア・太平洋地域との相互理解の促進、科学技術協力加速の基盤整備のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。

[推進方法]

(社会シナリオ・戦略の提案)

- ・機構は、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、人文・社会科学を含む多様な研究者が参画する体制・仕組みを構築するとともに、我が国の産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の視点から調査・分析を行う。
- ・機構は、幅広い関連機関と連携しつつ、目指すべき将来の社会の姿及びその実現に至る道筋を描き、社会シナリオ・戦略の提案を行う。
- ・機構は得られた知見・情報を広く社会に発信することにより、幅広い活用を促進するとともに、機構の研究開発事業等にも活用する。

(科学技術協力基盤の構築に向けた調査・分析)

- ・機構は、成長が著しいアジア・太平洋地域との政治・経済・社会・文化的観点を含めた相互理解の促進、科学技術協力の加速にむけた基盤構築のため、調査研究、情報発信、交流推進活動を行う。
- ・機構は、調査・分析の成果物や得られた知見・情報を広く社会に発信することにより、幅広い活用を促進するとともに、機構の研究開発事業等にも活用する。

[達成すべき成果]

- ・多様なステークホルダーの参画を得て、社会シナリオ・戦略の提案やアジア・太平洋地域との科学技術協力基盤の構築に資する調査研究等を行うこと。
- ・調査・分析の成果物や得られた知見・情報を広く発信・提供し、活用されるための取組を行うこと。

1. 3. 社会との対話・協働の深化

科学技術・イノベーションと社会の関係の深化に向けて、理解増進、双方向コミュニケーション、対話、参画、共創も含む五つの取組全体を俯瞰し、研究開発内容の特性や社会の多様性、ステークホルダーに応じてこれらの取組を的確に組み合わせた、多層的な科学技術コミュニケーション活動を推進する。その中で得られた社会的期待や課題を戦略立案、研究開発、社会実装等へつなげる取組を行う。また、SDGsを含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進し、研究開発成果の創出や社会への展開を促すためのマネジメントを行う。

[推進方法]

- ・機構は、社会状況等を踏まえ、インクルーシブな社会の実現に資するIoTやAI等の最先端技術も活用した多層的な科学技術コミュニケーション活動を推進する。また、科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組を行う。
- ・機構は、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等において、社会との共創に向け、科学コミュニケーター等も活用しつつ、多様な主体が双方向で対話・協働する場を構築する。
- ・機構は、多様な主体をつなぐプラットフォームを形成・活用し、社会課題の解決や戦略立案、研究開発、社会実装等に資する活動を推進する。
- ・機構は、社会技術研究開発の推進においては、政策ニーズも踏まえるとともに、社会問題の調査分析・課題抽出に基づき、外部有識者・専門家の参画を得て、研究開発領域等の設定及び領域総括等の選定を行う。領域総括等の方針の下、研究者及び研究開発課題を選抜し、課題採択時に研究開発計画を精査するとともに、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う等、研究開発成果の創出や社会への展開を促すための研究開発マネジメントを行う。

[達成すべき成果]

- ・科学技術・イノベーションと社会との関係深化につながる多層的な科学技術コミュニケーション活動が展開されていること。
- ・活動で得られた社会的期待や課題を反映し、科学技術・イノベーションの創出に向けた研究開発活動及び社会実装に資する取組が展開されていること。
- ・実社会の具体的な課題解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理

的・法制度的・社会的課題への対応に資する社会技術研究開発の成果が創出されていること。また、成果創出とその社会への展開を促すための適切な研究開発マネジメントを行っていること。

2. 社会変革に資する研究開発による新たな価値創造の推進

科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、産業構造と社会の変革を加速させる。そのため、大学、産業界、地方自治体等をはじめとした様々な関係者の事業への参画を促進し、イノベーションを生み出す環境の形成を推進する。

また、将来、広く社会を変革し得る研究開発と、その成果の社会実装と普及に向け、大学等発ベンチャーの創出・支援及び知的財産の取得と活用に向けた支援等を行うとともに、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発やグリーントランスフォーメーション（GX）に資する基盤研究開発を推進する。

2. 1. 新たな価値の共創に向けた産学官連携・スタートアップ創出の推進

機構及び大学等の研究開発成果について、多様な技術シーズの発掘や、研究開発段階や目的に応じたハンズオン支援、企業単独ではリスクが大きい挑戦的な研究開発の支援等により、シームレスに実用化につなげ、企業等への橋渡しを促進する。

また、知と人材の集積拠点である大学・公的研究機関を中核とし、産学官の人材、知、資金を結集した共創の「場」の形成を行いつつ、研究開発成果の社会実装及び大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント機能強化を促進することにより、持続的にイノベーションを生み出す環境の形成を推進する。

加えて、大学等発ベンチャーの創出・支援等を通じて、研究開発成果の事業化及び民間資金の呼び込み等を図る。また、大学を中心とした産学官の共創による、大学等発ベンチャーの創出及びその基盤となる人材育成等を実施できる環境の形成を推進する。

さらに、大学等の研究開発成果の事業化を促進するため、特許化を支援するとともに、産学マッチングの場の提供等を行う。機構自らが保有する知的財産については、市場動向を踏まえたライセンス取得戦略等のための交渉力を踏まえ、戦略的な活用を行う。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、大学等発ベンチャー創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共

創による大学等発ベンチャー創出支援等を実施可能な環境の形成を推進する。

[推進方法]

(産学が連携した研究開発成果の展開)

- ・機構は、プログラムディレクター（以下「PD」という。）の運営方針の下、多様な技術シーズの発掘から実用化に向けた挑戦的な研究開発及びその段階や目的に応じた最適な研究開発支援を推進する。
- ・機構は、プログラムオフィサー（以下「PO」という。）等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得つつ、実用化を見据えて研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、POの運営方針の下、研究開発課題の段階や特性等に応じた研究開発を効果的に推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、専門人材により基礎研究等の成果や企業ニーズ等を把握し、大学等の技術シーズの実用化に向けた取組を推進する。
- ・機構は、研究開発の推進にあたり、マッチングファンド方式等により、研究開発段階に応じた企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

(共創の「場」の形成支援)

- ・機構は、大学・公的研究機関が中核となり、企業、自治体や市民等の多様なステークホルダーが参画して共通の目標を設定し、その達成に向けて産学官の人材、知、資金が結集する最適な体制の構築及び社会実装を目指した研究開発を推進する。
- ・機構は、PDの運営方針の下、大学・公的研究機関等を中核とした共創の「場」の形成と活用を図る。その際、文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。
- ・機構は、POを選定し、外部有識者・専門家の参画を得つつ、共創の「場」の形成と活用に向けたプロジェクトを選抜する。
- ・機構は、POの運営方針の下、プロジェクトの進捗に応じて実施計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

(ベンチャー創出・支援)

- ・機構は、PDの運営方針の下、新規事業化ノウハウを持ったベンチャーキャピタル等の専門人材を活用し、大学等発ベンチャーの創出を促進する。
- ・機構は、PO等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得つつ、大学等発ベンチャーの創出を見据えて研究開発課題・プラットフォームを選抜する。

- ・機構は、P0 の運営方針の下、事業化・プラットフォーム運営の進捗に応じて実施計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、大学を中心とした産学官共創による、大学等発ベンチャーの創出及びその基盤となる人材育成等を実施できる環境の形成を推進する。
- ・機構は、P0 等の方針の下、機構の研究開発成果の実用化を目指すベンチャーに対し出資等を行い、実用化及び社会への還元を促進する。
- ・機構は、P0 等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得つつ、投資委員会による審議を行い、出資先企業を決定する。
- ・機構は、出資先企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えて事業を推進する。その際、ベンチャーキャピタル等の関係機関との連携・協力を行い、民間資金の呼び込み等を促進する。
- ・機構は、特定公募型研究開発業務について、文部科学省と連携したうえで、研究開発や環境の形成に向けたマネジメント体制を構築し、事業を推進する。

(知財活用の支援)

- ・機構は、大学等が行う知的財産マネジメント活動について、技術移転が期待される外国特許出願を支援するとともに、海外での権利活用を促すことにより知的財産・技術移転マネジメント力の強化を行う。
- ・大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、ベンチャーキャピタル等の外部機関と連携を図りつつ、企業・大学等間の連携促進、特許情報の収集、共有化、分析、提供及び集約を実施するとともに、特許価値向上のための支援、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行う。
- ・機構の研究開発事業に参画する研究者への知財支援や、研究者等への知財にかかる啓発活動を推進する。知的財産の保護対象や活用方法が多様化している状況の変化に柔軟に対応し、研究開発事業の支援期間終了後を見据えた研究開発成果の適切な特許化に貢献するために必要な活動を行う。
- ・機構及び大学等の研究開発成果を、迅速かつ効果的に産業界につなげるために、産学マッチングの場の提供等を実施する。また、技術移転促進のため、大学知財担当者等に向けた研修等を行う。

[達成すべき成果]

(産学が連携した研究開発成果の展開)

- ・研究開発成果の創出や実用化等に向けた展開が行われていること。
- ・技術シーズの発掘及び次のステージにつなげるための研究開発段階に応じた適切なマネジメントを行っていること。

(共創の「場」の形成支援)

- ・ 研究開発成果の創出や社会実装に向けた展開が行われていること。
- ・ 人材や資金の結集等により、自立的・持続的な産学官共創の場の体制整備に向けた活動が見られること。

(ベンチャー創出・支援)

- ・ 大学等発ベンチャーの創出に貢献していること。また、その基盤となる人材育成等を実施できる環境の形成に貢献していること。
- ・ 出資先企業について、機構の研究開発成果の実用化、社会への還元及び民間資金の呼び込み等に貢献していること。
- ・ 特定公募型研究開発業務について、国から交付される補助金により基金を設け、研究開発や環境の形成を推進する体制を整備し、適切な研究開発マネジメントを行っていること。

(知財活用支援)

- ・ 大学等における知的財産マネジメントの高度化及び研究開発成果の保護・活用に向けた効果的な取組が実施されていること。

2. 2. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する。

[推進方法]

- ・ 機構は、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」（令和 2 年 2 月 27 日総合科学技術・イノベーション会議及び健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、研究開発を推進する。
- ・ 機構は、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発推進体制を構築し、戦略推進会議における議論等を踏まえ、関係府省と連携し、関係する研究開発を戦略的かつ一体的に推進する。
- ・ 研究開発の推進においては、ポートフォリオ（プロジェクトの構成や資金配分等）を柔軟に見直すとともに、途中段階において適時目標達成の見通しを

評価し、研究開発の継続・拡充・中止等を決定する。

[達成すべき成果]

- ・研究開発構想の実現及びムーンショット目標達成に向けた研究開発成果が創出されていること。また、成果の創出に向けた適切なマネジメントを行っていること。

2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」（令和 4 年 6 月 17 日内閣総理大臣決裁）及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」（令和 4 年 9 月 16 日内閣官房及び内閣府決定）に基づき、運営体制を構築し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。
- ・機構は、国が定めた研究開発ビジョンの達成に向けた研究開発構想の実現のため、PD 及び PO を選定し、研究開発課題を選抜する。
- ・研究開発の推進においては、研究開発課題の研究開発計画の作り込みを行うとともに、途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止等を決定する。

[達成すべき成果]

- ・研究開発ビジョン・研究開発構想に基づき、当該技術の獲得に資する研究開発成果の創出及びその成果の公的利用・民生利用に向けた展開が行われていること。
- ・成果の創出及び展開に向けた適切なマネジメントを行っていること。

2. 4. 革新的 GX 技術創出に向けた研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、

同項に規定する特定公募型研究開発業務として、我が国の将来の産業成長と 2050 年カーボンニュートラルを達成する上で重要な技術領域において、分野や組織を横断した全国のトップ研究者の連携体制を構築し、革新的 GX 技術の創出に向けた研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、国が定める基本方針等に基づき、産業界も含めた多様なメンバーによるマネジメント体制を構築し、研究開発を推進する。
- ・機構は、国が定める基本方針等に基づき、PO 等を選定し、研究開発課題等を選抜する。
- ・機構は、ステージゲートにおける研究開発課題等の評価を含めた研究開発の進捗を管理し、進捗状況、評価結果等に応じて研究開発計画や研究開発費の配分を機動的に見直す。

[達成すべき成果]

- ・国から交付される補助金により基金を設け、研究開発を推進する体制の整備が着実に進捗していること。
- ・国が定める基本方針等に基づき研究開発計画を策定した上で、革新的 GX 技術の創出に向けた適切な研究開発マネジメントを行っていること。
- ・研究開発成果の創出及び実用化・実装に向けた成果展開が行われていること。

3. 新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進

適切な体制による研究開発マネジメントにより、新たな価値創造の源泉となる研究開発を推進し、世界トップレベルの科学技術を牽引する。社会的・経済的なニーズを踏まえ、文部科学省が定めた戦略目標等に則し、イノベーションの源泉となる基礎研究をトップダウンで行うとともに、有望な研究開発課題を探索・発掘し、社会課題の解決を見据えた基礎研究から新たな価値創造へとつなぐ研究開発を推進する。

イノベーションにつながる創造的な新技術シーズ創出に向けた基礎研究については、今後、直面する重要課題の克服に向けて、戦略目標等の下、組織の枠を超えて優れた研究が結集する研究領域等を設定し、関連機関とも密接に連携しつつ、効果的・効率的に推進する。その際、若手への重点支援と優れた研究者への切れ目ない支援を推進するとともに、人文・社会科学を含めた幅広い分野の結集と融合による基礎研究も推進する。

未来社会に向けたハイインパクトな研究開発については、社会・産業ニーズを踏

まえた社会的・経済的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据え、実用化が可能かどうか見極められる段階までの研究開発を推進する。その際、戦略的創造研究推進事業等の有望な成果を活用するとともに、スモールスタート方式やステージゲート評価等を実施する。特に、カーボンニュートラルの実現に向けては、現在取り組むべき領域、課題を見極め、その特性等を踏まえ、ゲームチェンジングテクノロジーの創出に向けた研究開発を効果的に推進する。

[推進方法]

(新技術シーズ創出研究)

- ・機構は、文部科学省が定めた戦略目標等に基づき、外部有識者・専門家の参画を得て、研究領域、PO等を選定する。
- ・機構は、PO等の方針の下、研究者及び研究課題を選抜する。この際、優れた技術につながる先導的・独創的な研究構想を有する意欲ある若手研究者等の発掘に努めるとともに、研究領域等の特性に応じて人文・社会科学を含めた幅広い分野の知見も取り入れ、戦略目標等の達成に貢献する研究課題を選抜する。
- ・機構は、PO等の運営方針の下、研究課題の段階や特性等に応じた研究開発を効果的に推進するため、研究開発の進捗に応じて研究計画を機動的に見直し、研究費の柔軟な配分を行う。

(未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)

- ・機構は、文部科学省が示す探索加速型の領域に基づき、PO等を選定し、PO等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得て、重点公募テーマ、研究者及び研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、大規模プロジェクト型のPO等を選定し、文部科学省が示す技術テーマに基づき、PO等の方針の下、外部有識者・専門家の参画を得て、研究者及び研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、研究開発の推進においては、POのマネジメントの下で研究開発の加速、減速、中止、方向転換、課題の統合等を柔軟に実施する。
- ・機構は、スモールスタート方式やステージゲート評価等の実施によって、競争環境の下での挑戦性・独創性を確保するとともに、他の研究開発事業等の有望な成果の取り込みを図る。

[達成すべき成果]

- ・適切な研究開発マネジメントを行っていること。
- ・新たな価値創造の源泉となる研究開発成果の創出及び社会還元や実用化等に

向けた展開が行われていること。

4. 多様な人材の支援・育成

世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術・イノベーション人材の確保とともに、質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。多様な専門性と価値観を備え、将来の新たな価値の創造に資する人材の支援・育成に向けた取組を行うことにより、持続的な科学技術・イノベーションの創出へ貢献する。

4. 1. 創発的研究の支援

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、リスクの高い挑戦的・野心的な研究構想への長期的な支援と併せて、研究に専念できる環境の確保を一体的に支援するとともに、多様な研究者が融合し切磋琢磨して成長する創発的環境を提供することで、次世代を担う研究者を支援し、破壊的なイノベーションにつながるシーズ創出を目指す。

また、各大学が博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保するとともに多様なキャリアパス形成に向けた取組を実施することを支援する。

[推進方法]

(創発的研究支援の推進)

- ・ 機構は、外部有識者・専門家の参画を得て、PO 等を選定し、PO 等の運営方針の下、研究者及び研究課題を選抜する。
- ・ 機構は、PO 等の運営方針の下、研究課題の段階や特性等に応じた研究を効果的に推進するため、ステージゲートにおける研究課題等の評価を含めた研究の進捗管理を行うとともに、研究者の創発を促す場を提供する。
- ・ 研究の推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止等を決定する。

(博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の支援（処遇確保の支援含む）)

- ・ 機構は、外部有識者・専門家の参画による評価推進体制を構築し、事業統括及び支援プロジェクトの公募・審査・採択・評価を実施する。
- ・ 機構は、採択した支援プロジェクトにおける博士後期課程学生の生活費相当

額程度の処遇確保や多様なキャリアパスの構築に向けた取組状況を確認するとともに、事業のスキーム全体についても必要に応じて見直しを行う。

(国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成)

- ・機構は、若手研究者への支援について、外部有識者・専門家の参画を得て、P0等を選定し、P0等の運営方針の下、研究者及び研究課題を選抜する。
- ・機構は、若手研究者への支援について、P0等の運営方針の下、研究課題の段階や特性等に応じた研究を効果的に推進するため、研究の進捗管理を行うとともに、研究者の創発を促す場を提供する。
- ・機構は、若手研究者への支援について、研究の推進においては、中間評価等により研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止等を決定する。
- ・機構は、博士後期課程学生への支援について、外部有識者・専門家の参画による評価推進体制を構築し、事業統括及び支援プロジェクトの公募・審査・採択・評価を実施する。
- ・機構は、博士後期課程学生への支援について、採択した支援プロジェクトにおける博士後期課程学生への研究支援の状況を確認する。

[達成すべき成果]

(創発的研究支援の推進)

- ・研究成果の創出や展開が行われていること。
- ・課題や研究者の多様性の確保、多様な研究者の融合等を促す取組を行っていること。
- ・研究者が集中して創発的研究に取り組むことができる研究環境に向けた改善が行われていること。

(博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の支援（処遇確保の支援含む）)

- ・各大学の支援プロジェクトにおいて、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の推進に資する取組が適切に行われていること。
- ・各大学の支援プロジェクトにおいて、多様なキャリアパス構築に向けた取組が適切に行われていること。

(国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成)

- ・若手研究者への支援について、研究成果の創出や展開が行われていること。
- ・若手研究者への支援について、若手研究者の育成に資する取組が行われていること。

- ・博士後期課程学生への支援について、各大学の支援プロジェクトにおいて、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究の推進に資する取組が適切に行われていること。

4. 2. 多様な人材の育成

科学技術・イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術・イノベーションを担う人材とともに、多様な場で活躍できる知的プロフェッショナルを継続的・体系的に育成する必要がある。そのため、優れた資質や能力を有する児童生徒等を発掘し、その一層の伸長を支援するとともに、児童生徒等の科学技術や理数系分野への興味・関心及び学習意欲、並びに学習内容の理解の向上を図る取組を推進する。また、社会的・経済的に大きな革新をもたらす科学技術の社会実装を迅速かつ効果的に推進するため、事業化までを見据えたイノベーション指向の研究開発の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題に積極的に取り組むプログラスマネージャー（PM）等のマネジメント人材を育成し、その活躍を促進する。さらに、公正な研究活動を推進するため、他の公的研究資金配分機関と連携しながら研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。

なお、研究者のダイバーシティを推進する観点から、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募を増加させるための取組や、審査の質の担保を前提としつつ、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。

[推進方法]

(次世代の科学技術・イノベーション人材の重点的育成)

- ・機構は、文部科学省の方針に基づき、文部科学省が指定したスーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数系教育の取組に対して、教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に支援する。
- ・機構は、国際科学オリンピック等の国内大会の開催及び国際大会への派遣に対する支援や、「科学の甲子園」等の開催により、全国の科学好きな児童生徒等の研鑽・活躍の場を構築する。
- ・機構は、優れた資質を有する児童生徒等を発掘し、その意欲や能力を一層伸ばすとともに、児童生徒等の理数系分野への興味・関心等を高める取組を推進する。
- ・機構は、得られた成果や課題の把握及び改善に向けた検討を行うとともに、関係者・関係機関と連携して、取組に参加した児童生徒等の追跡調査を可能にする仕組みを構築する。また、各プログラムの相互の関連を図るとともに、取組を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。

(PM等のマネジメント人材の育成・活躍促進)

- ・機構は、研究開発プログラムの企画・遂行・管理まで行う能力・経験を有するPM等のマネジメント人材の育成を推進する。この際、PM等として活動するうえで必要になる知識・スキルを学ぶとともに、メンターによる助言を得ながら自らが構想する研究開発プログラムの計画を立案し、フィージビリティスタディの経験を積むことができる実践的な育成プログラムを実施する。
- ・機構は、PM等のマネジメント人材の活躍促進に向けた実践の場の提供やネットワーキングの促進、活動事例の横展開や効果検証等の取組を行う。

(公正な研究活動の推進)

- ・機構は、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、不正防止のみならず、研究機関が責任ある研究活動を推進できるよう、研究倫理教育に関するワークショップ等を実施するとともに、教育手法開発・普及のための映像教材等、研究公正に関する様々な情報を提供する研究公正ポータルサイトを運営する。

(研究者のダイバーシティの推進)

- ・機構は、研究者のダイバーシティを推進するため、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募を促進させるための取組を行う。

[達成すべき成果]

(次世代の科学技術・イノベーション人材の重点的育成)

- ・事業を通じて輩出された人材が多様な場で活躍する等、次世代の科学技術・イノベーション人材が継続的・体系的に育成されていること。

(PM等のマネジメント人材の育成・活躍促進)

- ・PM等のマネジメント人材の育成・活躍促進に向けた取組を適切に行っていること。また、その取組の有効性が確認されること。

(公正な研究活動の推進)

- ・ワークショップの実施等、公正な研究活動の推進に向けた取組を適切に行っていること。また、その取組の有効性が確認されること。

(研究者のダイバーシティの推進)

- ・女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募の促進に資する取組を着実に推進していること。

5. 科学技術・イノベーション基盤の強化

社会変革や新たな価値創造に向けた我が国の研究開発成果の最大化に貢献するためには、国内外の動向を踏まえたうえで、研究開発の共通的基盤を構築・強化する必要がある。そのため、科学技術・イノベーションの創出に必要不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行い、多様な知を最大限に活用することにより、研究開発成果の最大化に貢献する。また、国際共同研究や交流の促進により、社会変革に向けた研究開発の共通的基盤を構築・強化する。

5. 1. 情報基盤の強化

オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえつつ、論文や研究データを含む科学技術情報の効果的な活用と、国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。また、組織や分野の枠を越えた研究者・技術者間の人的ネットワークの構築を促進するとともに、我が国の研究力の分析・評価に資するため、研究者・技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を整備する。

ライフサイエンスデータベース統合の推進については、ライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、文部科学省が示す方針の下、研究開発成果が広く研究者コミュニティに共有・活用されるよう、利用者ニーズを踏まえた研究開発等を通して、データベース統合を進める。

また、科学技術・イノベーションの創出を担う博士課程学生や研究者・技術者等、高度人材のより多様な場での活躍及び流動を促進するため、産学官連携の下、キャリア開発に資する情報の提供を行う。

なお、これらの取組を進めるため、産学官の機関との連携を一層推進するとともに、常に利用者のニーズや国内外の動向を把握し、利用者目線に立ってサービスの利便性向上を図る。

[推進方法]

(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)

- ・機構は、科学技術情報の流通を促進するため、我が国の研究者、研究課題、研究成果（文献、特許）、科学技術用語等の研究活動に係る基本的な情報を体系的に収集・整備し、提供する。
- ・機構は、主要な科学技術情報から横断的に知識を抽出することを可能とするプラットフォームを構築・展開し、他機関のもつデータベースとの連携を促進することで、利用者が必要とする多様な科学技術情報を効率的・効果的に提供する。

- ・機構は、国内学協会等による電子ジャーナル出版の発信力強化、論文・研究データをはじめとした多様な研究成果の国内外に向けた幅広い流通促進及びプレプリント（査読前論文）等を活用した研究成果公開の迅速化のため、電子ジャーナルや多様な研究成果を公開する総合的なプラットフォームの提供を行う。また、国内関係機関と連携して、文献や研究データ等の関連する学術情報をリンクし、研究成果の総合的な発信を推進する。
- ・機構は、資金配分機関との連携を図りつつ、国の政策等に基づき推進される研究課題の情報を検索可能なプラットフォームを提供する。
- ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、研究者・技術者等に関する情報と研究課題・成果の情報を収集、整備し、組織や分野の枠を越えた研究者・技術者等の相互の研究動向把握や意思疎通及び我が国の研究力の分析・評価が可能となるプラットフォームを提供する。
- ・機構は、様々な学問分野の科学技術に関する文献情報を、機械翻訳技術等を活用して効率的に整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。引き続き民間事業者による創意工夫や外部有識者の有用な知見・助言を取り入れ、データを活用した分析サービス等、情報のより高度な利用を促進するサービスを提供する。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

- ・機構は、ライフサイエンス分野のデータベース統合の効果的な方法、技術、利用者ニーズ等を調査・検討し、データベース統合の方向性に反映する。
- ・機構は、ライフサイエンス分野のデータ活用に向けて、国内外のデータを統合的に扱うためのデータベース並びに基盤的な技術の研究開発を実施する。
- ・機構は、データ公開・共有及び活用を促進するインターフェースとしてのデータベース統合によるポータルサイトの拡充・維持管理等を実施する。
- ・機構は、外部環境の変化、これまでの成果や課題等を踏まえ、必要に応じて各取組の見直しを検討する。

(科学技術・イノベーションに関与する人材の支援)

- ・機構は、研究人材の求人・求職情報等のキャリア開発に資する情報等を収集、作成し、その情報を提供するポータルサイトを運用する。また、常にサービスの状況及び効果の把握に努め、利便性の向上を図るほか、政策立案に資するデータを提供する。

[達成すべき成果]

(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)

- ・機構は、研究開発活動の効率化・活性化促進の観点から、科学技術情報の流通・連携・活用に関する各サービスについて、利用者視点に立った利便性向上及び科学技術情報の流通・連携・活用の促進により、研究開発成果の最大化に貢献する成果を得る。
- ・科学技術文献情報提供事業については、経営改善計画の内容を着実に実施する。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

- ・データ公開及び共有の進展並びにデータベース活用の観点から、ライフサイエンス分野のデータベース統合に資する研究開発成果やライフサイエンス研究開発の活性化に資する成果を得る。

(科学技術・イノベーションに関与する人材の支援)

- ・産学官連携の下、キャリア開発に資する情報提供の強化、利用者視点に立った利便性の向上に取り組み、研究人材の多様な場での活躍の推進に資する成果を得る。

5. 2. 国際戦略基盤の強化

文部科学省の方針に基づき、諸外国と戦略的なパートナーシップを構築・強化し、国際的な枠組みの下、地球規模課題の解決やSDGs等の国際共通的な課題への取組に資する共同研究等を実施するとともに、我が国の科学技術外交に貢献するため、諸外国との連携を強化する。

また、海外からの優秀な科学技術・イノベーション人材の将来の獲得及び国際頭脳循環に資するとともに、我が国の科学技術外交や海外の国・地域との友好関係の強化に貢献するため、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。

外国人研究者宿舎については、竣工当時からの状況の変化を勘案し、廃止も視野に入れて今後の事業の在り方について本中長期目標期間中に結論を出す。

[推進方法]

(地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究)

- ・機構は、研究分野あるいは機構が設定する研究領域を統括・運営するPO等を選定する。
- ・機構は、PO等の運営方針の下、国内の政府開発援助実施機関あるいは海外の研究資金配分機関と連携して、参画する研究者及び研究課題を選抜する。
- ・機構は、PO等の運営方針の下、研究課題の特性や進展状況等に応じた研究を

効果的に推進するため、研究開発の進捗に応じて研究計画を機動的に見直し、研究費の柔軟な配分を行う。

- ・機構は、海外事務所等を拠点として、研究開発に係る情報の収集、提供、海外の関係機関とのシンポジウム、ワークショップ等の開催や、研究課題選定等に係る連絡調整等を通じて、海外関係機関との連携強化を推進する。

(海外との青少年交流の促進)

- ・機構は、海外の特に優秀な青少年を対象に、科学技術分野における交流を実施するために日本に短期間招へいする。参加した青少年に対し、大学等の研究機関での最先端研究に触れる機会を提供するとともに、トップクラスの研究者との対話、同世代の日本人青少年との意見交換等を行う交流事業を推進する。
- ・機構は、各国・地域の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等と連携して、海外のトップクラスの大学・高等学校等から特に優秀な青少年を選抜するスキームを構築するとともに、日本の大学等の研究機関や企業と連携して、青少年を受け入れるための方策を講じ、参加者が日本の科学技術に対して高い関心を持ち続けるよう取り組む。
- ・機構は、日本への短期招へいに加え、オンラインによる交流を実施する。

(外国人研究者宿舎)

- ・機構は、廃止も視野に入れて今後の事業の在り方の検討とともに適正な運営規模を考慮した運営計画を策定する。
- ・機構は、策定した運営計画に基づき、外国人研究者宿舎を運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。

[達成すべき成果]

(地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究)

- ・地球規模課題及び国際共通的な課題の解決や、我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する研究開発成果が創出されるとともに、科学技術外交強化に貢献すること。

(海外との青少年交流の促進)

- ・着実な招へいにより海外との青少年交流を推進するとともに、招へいした青少年について、評価対象年度までの招へい人数の合計に対する再来日者数が毎年2%以上になること。
- ・招へいを行った受入れ機関の4割以上において、本プログラムを契機に再来

日または新規の招へいにつながったと回答が得られること。

- ・参加した青少年に対してアンケート調査を実施し、招へい者の8割以上、オンライン参加者の5割以上からプログラムの参加により、日本の科学技術に対する印象について肯定的な回答を得ること。特に、機構が招へいした青少年に対してアンケート調査を実施し、8割以上から将来の日本への留学、就職または日本での研究に関心がある等の肯定的な回答を得ること。
- ・中長期目標期間を通じて、参加者の国・地域数（累積数）が毎年度増加すること。

(外国人研究者宿舎)

- ・策定した運営計画に基づき、平均的な入居滞在期間や退去後メンテナンス期間等を勘案した、実質的な稼働状況が適正に推移していること。

5. 3. 先端国際共同研究基盤の強化

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、国が設定する分野・領域及び高い科学技術水準を有する諸外国を対象として、国際的に優れた研究成果創出に向けた国際共同研究を戦略的・機動的に推進する。国際共同研究の推進を通じて、日本人研究者の国際科学トップサークルへの参入を促進するとともに、我が国と対象国の優秀な若手研究者の交流や関係構築の強化を図り、国際頭脳循環の活性化及び次世代の優秀な研究者の育成に貢献する。

[推進方法]

- ・機構は、関係府省と連携して、先端的な国際共同研究を推進する体制を整備する。
- ・機構は、相手国の科学技術水準やニーズを踏まえた国際共同研究を推進する体制を整備することに加え、国際共同研究や人材交流・育成といった取組を促進するための拠点の形成・運営を行う。
- ・機構は、業務を統括・運営するP0等を選定する。
- ・機構は、P0等の運営方針の下、海外の研究資金配分機関等と連携して、参画する研究者及び研究課題等を選抜する。
- ・機構は、P0等の運営方針の下、研究及び研究者の派遣・招へい、若手研究者の交流等を効果的に推進するため、研究課題の特性や進捗状況等に応じて研究・交流計画を機動的に見直し、研究費等の柔軟な配分を行う。

[達成すべき成果]

- ・国際共同研究の成果の創出や展開が行われていること。
- ・国際頭脳循環の強化、次世代研究者の育成に資する取組が行われていること。

6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指す。

「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「助成資金運用の基本指針」という。）及び「助成資金運用の基本方針」（令和4年1月19日文部科学大臣認可。）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切にリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。なお、寄託金運用については、助成資金運用と一体的に運用する。

「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」（令和4年法律第51号）に基づく「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針」（令和4年11月15日文部科学大臣決定。以下「国際卓越研究大学法に基づく基本方針」という。）及び「国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針」（令和4年11月15日文部科学大臣認可。以下「助成の実施方針」という。）に基づき、助成業務（国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「機構法」という。）第23条第1項第6号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第2項に規定する業務）の適正な実施を図るとともに、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備する。

注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

[推進方法]

- ・機構は、助成資金運用の基本指針及び助成資金運用の基本方針に基づき、助成資金運用を実施する。
- ・機構は、国立大学寄託金については、助成資金と一体的に運用する。
- ・機構は、国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、助成を実施する。
- ・機構は、助成資金運用の基本指針及び国際卓越研究大学法に基づく基本方針に基づき、国際卓越研究大学から資金拠出（出えん）を受入れる。

[達成すべき成果]

- ・助成資金運用の基本指針及び助成資金運用の基本方針に基づき、長期的な観点から効率的に資金運用を行うこと。
- ・ポートフォリオの構築・移行を計画的に行うこと。
- ・リスク管理プロセスを遵守すること。
- ・リスク管理等を含めた機構の運用に必要な体制を構築すること。
- ・国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、助成の適正な実施を行うこと。
- ・助成の実施に必要な機能及び体制を整備すること。

II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織体制及び事業の見直し

機構では、前中長期目標期間において、政策的要請に伴い毎年度のように事業が新設され業務が増加した状況に鑑み、研究開発成果の最大化、その他業務の質の向上に向けて、組織体制及び事業の見直しを行うとともに、経営資源の最適配置を行う。そのため、多様な事業を担う中で得られたノウハウを集約・活用することに加え、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。

2. 経費等の合理化・効率化

効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化、人件費の適正化、保有資産の見直し、調達合理化及び契約の適正化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的研究費等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

人件費の適正化において、給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準も考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

調達の合理化及び契約の適正化については、「独立行政法人における調達等合理化

の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施するとともに、調達等合理化計画の策定及び外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底、その結果の公表等を引き続き行うことにより、契約の公正性、透明性を確保する。

関連公益法人については、機構と当該法人との関係を具体的に明らかにする等、一層の透明性を確保する。

3. ICT活用の推進

政府のデジタル化の取り組みを踏まえ、機構内のICT活用を推進することで、業務推進や事務手続きにおける簡素化・迅速化・効率化及び多様で柔軟な働き方改革の実現を図る。そのため、ICTの導入や活用に関する組織体制整備、人材の確保を行い機構のシステムの品質向上を図る。

また、新たなサービスの提供や、制度利用者の利便性向上、経営品質の向上を目指すことで、ICTを活用した新たな価値の創造を実現し、研究開発成果の最大化に貢献する。そのため、中長期的な視点をもって、十分なセキュリティを確保した上でのクラウド化の推進や機構内業務データの共通化、再利用を促進する環境の整備を行う。

III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の拡大を図るための取組を行う。

科学技術文献情報提供事業については、前中長期目標期間中に実施した改革により、時代に即したサービス提供体制・経営体制を構築したところ、民間事業者や外部有識者の知見・助言を活かし、あらゆる手段を講じて収益の最大化を図り、更なるサービス向上と、前経営改善計画を上回る数値目標を設定する新たな経営改善計画に基づき、繰越欠損金の縮減を計画的に行うとともに、安定した黒字経営を目指す。なお、筑波資料センターの処分以外に起因した計画未達により中長期目標の全期間を通算して総損失が生じた場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定のあり方の抜本的検討を行うものとする。

運営費交付金の会計処理として、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ、予算を計画的に執行するものとする。

1. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照。

2. 短期借入金の限度額

機構法第 23 条における業務（機構法第 23 条第 1 項第 5 号、第 6 号及びそれらに附帯する業務を除く）の短期借入金の限度額は 251 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

機構法第 23 条第 1 項第 5 号、第 6 号及びそれらに附帯する業務においては、短期借入金の限度額は 3,000 億円とする。短期借入が想定される事態としては、予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応する場合等である。

3. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

令和元年 5 月に閉館した情報資料館筑波資料センターについては、独立行政法人通則法第 46 条の 2 及び第 46 条の 3 の規定に基づき、中長期目標期間中に財産処分の手続き等を適切に行う。

産学共同実用化開発事業において、開発委託金回収債権の回収によって生じた収入の額及び委託開発実施計画の変更等により不要となった研究開発費の未払額については、独立行政法人通則法第 46 条の 2 の規定に基づき、国庫納付する。

出資型新事業創出支援プログラムにおいて、取得した株式等の譲渡又は売却により生じた出資回収金のうち、出資元本相当額については、独立行政法人通則法第 46 条の 2 の規定に基づき、国庫納付する。

4. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

5. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生した場合の使途は、機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実等に充てる。ただし、上記によらず下記の剰余金は特定の使途に充てることとする。

- ・出資事業から生じた剰余金については同事業に充てる。
- ・助成資金運用により生じた剰余金については、国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、助成業務に充てるとともに、助成勘定における将来の費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補てんに充てるために確保するものとする。

IV. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

1. 法人の長によるマネジメント強化

科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係を戦略的に高めるとともに、社会課題解決に貢献する研究開発成果等の情報発信にも取り組む。また、持続可能性と強靱性を備えた研究開発推進のために、理事長のトップマネジメントの下、事業間の連携を強化するとともに、柔軟性をもって事業を推進する。

2. 内部統制の充実・強化

2. 1. 内部統制の運用と改善

機構は、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の両立に向けて、理事長のリーダーシップの下、中長期目標に基づき法令等を遵守しつつ、適正なリスク管理を踏まえた内部統制環境を引き続き整備・運用し、改善を継続して行う。内部統制の改善に当たっては、リスク管理から内部統制の改善点を抽出し、必要な内部統制の補強を不断に行い、モニタリングを実施する。また、法人評価等を通じて業務の適正化を図ることにより、内部統制の充実・強化を図る。

2. 2. リスクへの対応

機構のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして把握しつつ適切な対応を行い、機構全体の内部統制の改善を図る。事業部門（第1線）の業務運営におけるリスクについて、管理部門（第2線）がモニタリング及び必要な支援を行い、独立した内部監査部門（第3線）がこれらを監査することにより、三線防衛によるリスク管理を確立・運用するとともに、コンプライアンスの徹底及び研究不正防止の取組を推進する。また、内部監査や監事監査等のモニタリング機能を通じて内部統制の充実を図るとともに、監査結果は適切に事業運営に反映させる。

研究開発事業においては、課題採択時の審査等における公正性の確保や利益相反マネジメントに取り組むとともに、研究委託先への研究倫理に関する事前研修を必須とする。研究活動の不正行為及び研究費の不正使用事案の発生時には適切な対応を行う。また、機構職員においても法令遵守等を徹底するよう、研修等の適切な取組を行う。

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスを推進する上で、適切な技術流出対策や研究インテグリティ等の組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取

り組む。

2. 3. ICT 利用・統制及び情報セキュリティ

内部統制を有効に機能させるため、機構内において適切に情報が伝わる体制及び職務の執行に係る情報の保存、管理を確保するとともに、ICT を適切に活用し業務の効率化を推進する。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者（CISO）による管理体制を強化し、組織的な情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の継続的改善を推進するとともに、職員の情報セキュリティ意識向上のための取組を引き続き行う。

ICT 利用がもたらす価値と情報セキュリティリスクとを踏まえた不断のリスクマネジメントにより、バランスの取れた ICT 利用・統制を実施するとともに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則した対応を行う。

また、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を行う。加えて、公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、データポリシーの策定を行う。

3. その他行政等のために必要な業務

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

4. 施設及び設備に関する事項

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財源
日本科学未来館等の改修等	2,391	施設整備費補助金
未来共創推進事業の設備	1,804	設備整備費補助金
未来社会創造事業の研究設備	318	設備整備費補助金

科学技術情報連携・流通 促進事業の設備	219	設備整備費補助金
研究人材キャリア情報活 用支援事業の設備	35	設備整備費補助金

[注] 金額については見込みである。

5. 人材活用に関する事項

研究開発成果の最大化を効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術・イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進めるとともに、業務に必要な人員を確保する。

なお、機構の業務の推進に当たっては、ダイバーシティに配慮するとともに、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を進める等、職員の資質・能力の向上を実現する。また、職員のモチベーションを高めて生産性を向上させるため、適切な評価・処遇を行うとともに、適材適所の人材配置やバランスの取れた人員構成を実現する。

6. 中長期目標期間を超える債務負担

中長期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

7. 積立金の使途

前中長期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、機構法に定める業務の財源に充てる。なお、同法第32条第3項に基づき文部科学大臣の承認を受けた金額については、国際卓越研究大学法に基づく基本方針及び助成の実施方針に基づき、同法第23条第1項第6号に掲げる業務及び特別助成業務の財源に充てるとともに、助成勘定における将来の費用の発生に備えるため又は将来の欠損金の補てんに充てるために確保するものとする。

(別紙)

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（中長期計画の予算）

令和4年4月～令和9年3月 予算

(総計)

単位：百万円

区別	金額
収入	
運営費交付金	498,336
施設整備費補助金	2,391
設備整備費補助金	2,375
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	1,009
革新的研究開発推進基金補助金	10,000
創発的研究推進基金補助金	24,706
大学発新産業創出基金補助金	98,766
先端国際共同研究推進基金補助金	65,190
脱炭素化産業成長促進対策費補助金	49,580
科学技術振興機構債券	100,000
財政融資資金借入金	4,888,900
寄託金	500
自己収入	992,491
繰越金	11,775
受託等収入	1,601
計	6,747,621
支出	
一般管理費	8,243
物件費	6,275
公租公課	1,968
業務経費	6,062,760
人件費	67,686
施設整備費	2,391
設備整備費	2,375
地域産学官連携科学技術振興事業費	1,009
受託等経費	1,601
計	6,146,066

[人件費の見積もり]

- ・中長期目標期間中に支出する人件費の見積りは、66,800百万円である。ただし、上記の額は、役員報酬及び職員給与に相当する範囲の費用である。

[注釈1]運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{(C(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + T(y)\} + \{R(y) \times \alpha 2 (\text{係数})\} + P(y) + \varepsilon(y) + F(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

$$C(y) = E(y) + T(y)$$

$$E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y)：当該事業年度における自己収入（定常的に見込まれる自己収入に限り、増加見込額及び臨時に発生する寄付金、受託収入、知財収入などその額が予想できない性質のものを除く。）の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

F(y)：当該事業年度における新規追加・拡充経費。新規に追加されるもの、拡充分など、社会的・政策的需要を受けて実施する事業に伴い増加する経費。当該事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

C(y)：当該事業年度における一般管理費（特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y)：当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課、特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

P(y)：当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

R(y)：当該事業年度における業務経費中の物件費（特殊経費、新規追加・拡充経費を除く）。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)であり、直前の事業年度における新規又は拡充分F(y-1)含む。

T(y)：当該事業年度における公租公課。

ε(y)：当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：競争的研究費制度）、法令の改正に伴い必要となる措置、事故の発生、退職者の人数の増減等の

事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、各事業年度の予算編成過程において、具体的に決定。

- $\alpha 1$: 一般管理費効率化係数。中長期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\alpha 2$: 事業効率化係数。中長期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中長期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについて、競争的研究費制度については、第6期科学技術基本計画等の政府の方針を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に令和4年度予算額の値を用いている。また、 $\alpha 2$ (事業効率化係数) を各事業年度平均1%の縮減、 $\alpha 1$ (一般管理費効率化係数) を各事業年度平均3%の縮減とし、 λ (収入調整係数) を一律1として試算。
- ・ 事業経費中の物件費については、 β (消費者物価指数) は変動がないもの(±0%)とし、 γ (業務政策係数) は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、変動がないもの(±0%)として δ (自己収入政策係数) を置き試算。
- ・ 受託収入の見積りについては、締結済の受託契約に基づき試算。

[注釈2] 施設整備費補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・令和4年度補正予算（第2号）により「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算
- ・令和5年度補正予算により「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」として措置された、川口本部の施設及び日本科学未来館の施設の整備に係る予算

[注釈3] 設備整備費補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、探究・STEAM教育に資する科学コミュニケーション強化及び光・量子、材料等の先端技術を支える基盤整備の加速に係る予算
- ・令和5年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、日本科学未来館の科学コミュニケーション機能強化及び情報流通サービス基盤整備に係る予算

[注釈4] 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金は、令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大に係る予算である。

[注釈5] 創発的研究推進基金補助金には、令和5年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成に係る予算が含まれている。

[注釈6] 大学発新産業創出基金補助金は、令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、大学発スタートアップ創出の抜本的強化に係る予算である。

[注釈7] 先端国際共同研究推進基金補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、先端国際共同研究推進事業／プログラムに係る予算
- ・令和5年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携に係る予算

[注釈 8] 脱炭素化産業成長促進対策費補助金は、令和 4 年度補正予算（第 2 号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、革新的 GX 技術創出事業（GteX）に係る予算である。

[注釈 9] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変 革に資 する研 究開発 戦略の 立案と 社会と の共創	社会変革 に資する 研究開発 による新 たな価値 創造の推 進	新たな価 値創造の 源泉とな る研究開 発の推進	多様な人 材の支 援・育成	科学技 術・イノ ベーショ ン基盤の 強化	法人共通	合計
収入							
運営費交付金	29,944	115,760	277,552	19,806	44,444	10,830	498,336
施設整備費補助 金	1,259	0	0	0	102	1,030	2,391
設備整備費補助 金	1,804	0	318	0	254	0	2,375
地域産学官連携 科学技術振興事 業費補助金	0	1,009	0	0	0	0	1,009
自己収入	1,341	3,250	0	0	881	2,428	7,901
受託等収入	0	215	0	1,093	293	0	1,601
計	34,348	120,234	277,870	20,898	45,974	14,289	513,613
支出							
一般管理費	0	0	0	0	0	5,645	5,645
物件費	0	0	0	0	0	3,701	3,701
公租公課	0	0	0	0	0	1,944	1,944
業務経費	23,193	106,541	258,862	18,516	41,144	0	448,256
人件費	8,092	12,469	18,690	1,289	4,181	7,614	52,335
施設整備費	1,259	0	0	0	102	1,030	2,391
設備整備費	1,804	0	318	0	254	0	2,375
地域産学官連携 科学技術振興事 業費	0	1,009	0	0	0	0	1,009
受託等経費	0	215	0	1,093	293	0	1,601
計	34,348	120,234	277,870	20,898	45,974	14,289	513,613

[注釈 1] 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金の算定式は（総計）[注釈 1]を参照。

[注釈 2] 施設整備費補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・ 令和 4 年度補正予算（第 2 号）により「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」として措置された、日本科学未来館の施設及び外国人研究者宿舎の施設の整備に係る予算
- ・ 令和 5 年度補正予算により「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」として措置された、川口本部の施設及び日本科学未来館の施設の整備に係る予算

[注釈 3] 設備整備費補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・ 令和 4 年度補正予算（第 2 号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、探究・STEAM 教育に資する科学コミュニケーション強化及び光・量子、材料等の先端技術を支える基盤整備の加速に係る予算
- ・ 令和 5 年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、日本科学未来館の科学コミュニケーション機能強化及び情報流通サービス基盤整備に係る予算

[注釈 4] 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金は、令和 4 年度補正予算（第 2 号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大に係る予算である。

[注釈 5] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	2,269
繰越金	11,775
計	14,044
支出	
一般管理費	76
物件費	52
公租公課	24
業務経費	1,297
人件費	293
計	1,667

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
革新的研究開発推進基金補助金	10,000
自己収入	4
計	10,004
支出	
一般管理費	13
物件費	13
公租公課	0
業務経費	143,287
人件費	2,186
計	145,486

[注釈1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
創発的研究推進基金補助金	24,706
自己収入	8
計	24,714
支出	
一般管理費	169
物件費	169
公租公課	0
業務経費	99,038
人件費	1,476
計	100,682

[注釈1] 創発的研究推進基金補助金には、令和5年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成に係る予算が含まれている。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
自己収入	9
計	9
支出	
一般管理費	31
物件費	31
公租公課	0
業務経費	69,669
人件費	1,050
計	70,750

[注釈1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
大学発新産業創出基金補助金	98,766
自己収入	94
計	98,860
支出	
一般管理費	1,158
物件費	1,158
公租公課	0
業務経費	64,928
人件費	2,835
計	68,921

[注釈1] 大学発新産業創出基金補助金は、令和4年度補正予算(第2号)により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、大学発スタートアップ創出の抜本的強化に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
先端国際共同研究推進基金補助金	65,190
自己収入	55
計	65,245
支出	
一般管理費	558
物件費	558
公租公課	0
業務経費	40,704
人件費	1,603
計	42,865

[注釈1] 先端国際共同研究推進基金補助金には、以下の予算が含まれている。

- ・令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、先端国際共同研究推進事業／プログラムに係る予算
- ・令和5年度補正予算により「成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進」として措置された、日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携に係る予算

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
脱炭素化産業成長促進対策費補助金	49,580
自己収入	37
計	49,617
支出	
一般管理費	444
物件費	444
公租公課	0
業務経費	38,853
人件費	1,068
計	40,365

[注釈1] 脱炭素化産業成長促進対策費補助金は、令和4年度補正予算（第2号）により「成長分野における大胆な投資の促進」として措置された、革新的GX技術創出事業（GteX）に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
寄託金	500
自己収入	33
計	533
支出	
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	503
人件費	0
計	503

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
収入	
財政融資資金借入金	4,888,900
科学技術振興機構債券	100,000
自己収入	982,083
計	5,970,983
支出	
一般管理費	149
物件費	149
公租公課	0
業務経費	5,156,225
人件費	4,840
計	5,161,214

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

令和4年4月～令和9年3月 収支計画

(総計)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	1,093,939
經常費用	1,091,396
一般管理費	7,351
物件費	5,379
公租公課	1,972
業務経費	994,854
人件費	69,592
施設整備費	717
受託等経費	1,601
減価償却費	17,280
財務費用	1,636
臨時損失	907
収益の部	2,175,136
運営費交付金収益	483,742
施設費収益	717
補助金等収益	461,547
資金運用収益	1,193,362
業務収入	3,941
その他の収益	10,739
受託等収入	1,601
資産見返運営費交付金戻入	10,832
資産見返補助金等戻入	7,747
資産見返寄付金戻入	1
臨時利益	907
純利益又は純損失 (△)	1,081,198
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	1,081,198

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変革 に資する 研究開発 戦略の立 案と社会 との共創	社会変革 に資する 研究開発 による新 たな価値 創造の推 進	新たな価 値創造の 源泉とな る研究開 発の推進	多様な人 材の支 援・育成	科 学 技 術・イノ ベーショ ン基盤の 強化	法人共通	合計
費用の部	32,643	118,985	280,810	20,438	45,379	14,678	512,933
經常費用	32,606	118,823	280,202	20,345	45,371	14,674	512,021
一般管理費	0	0	0	0	0	4,753	4,753
物件費	0	0	0	0	0	2,809	2,809
公租公課	0	0	0	0	0	1,944	1,944
業務経費	21,315	104,736	257,202	17,448	40,015	0	440,715
人件費	8,294	12,781	19,157	1,322	4,286	8,027	53,868
施設整備費	378	0	0	0	31	309	717
受託等経費	0	256	0	1,056	289	0	1,601
減価償却費	2,619	1,050	3,843	519	751	1,584	10,366
財務費用	0	0	0	0	0	5	5
臨時損失	37	162	607	92	9	0	907
収益の部	32,643	118,990	280,808	20,439	45,379	14,673	512,933
運営費交付金収 益	26,666	112,586	273,955	18,611	42,826	9,098	483,742
施設費収益	378	0	0	0	31	309	717
補助金等収益	603	1,009	95	0	76	0	1,783
業務収入	1,341	0	0	0	881	0	2,222
その他の収益	1,000	1,541	2,309	159	517	4,202	9,728
受託等収入	0	256	0	1,056	289	0	1,601
資産見返運営費 交付金戻入	1,576	3,436	3,619	519	617	1,065	10,832
資産見返補助金 等戻入	1,043	0	222	0	134	0	1,399
資産見返寄付金 戻入	0	0	0	1	0	0	1
臨時利益	37	162	607	92	9	0	907

純利益又は純損失 (△)	0	5	△1	1	0	△5	0
前中長期目標期間 繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0
総利益又は総損失 (△)	0	5	△1	1	0	△5	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	1,787
經常費用	1,787
一般管理費	76
物件費	48
公租公課	28
業務経費	852
人件費	293
減価償却費	566
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2,232
業務収入	1,719
その他の収益	513
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	445
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	445

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	144,638
經常費用	144,638
一般管理費	13
物件費	13
公租公課	0
業務経費	138,898
人件費	2,188
減価償却費	3,539
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	144,638
補助金等収益	140,973
その他の収益	127
資産見返補助金等戻入	3,539
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	100,675
經常費用	100,675
一般管理費	169
物件費	169
公租公課	0
業務経費	99,025
人件費	1,473
減価償却費	7
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	100,675
補助金等収益	100,560
その他の収益	108
資産見返補助金等戻入	7
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	70,632
經常費用	70,632
一般管理費	31
物件費	31
公租公課	0
業務経費	69,295
人件費	1,064
減価償却費	242
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	70,632
補助金等収益	70,313
その他の収益	77
資産見返補助金等戻入	242
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	68,959
経常費用	68,959
一般管理費	1,158
物件費	1,158
公租公課	0
業務経費	64,928
人件費	2,873
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	68,959
補助金等収益	68,865
その他の収益	94
資産見返補助金等戻入	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	42,100
経常費用	42,100
一般管理費	558
物件費	558
公租公課	0
業務経費	38,864
人件費	1,618
減価償却費	1,060
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	42,100
補助金等収益	40,985
その他の収益	55
資産見返補助金等戻入	1,060
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	39,606
経常費用	39,606
一般管理費	444
物件費	444
公租公課	0
業務経費	36,579
人件費	1,083
減価償却費	1,500
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	39,606
補助金等収益	38,069
その他の収益	37
資産見返補助金等戻入	1,500
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	3
經常費用	3
一般管理費	0
物件費	0
公租公課	0
業務経費	3
人件費	0
減価償却費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	43
資金運用収益	43
その他の収益	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	40
機構法第 32 条第 2 項積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	40

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
費用の部	112,605
經常費用	110,974
一般管理費	149
物件費	149
公租公課	0
業務経費	105,694
人件費	5,131
減価償却費	0
財務費用	1,631
臨時損失	0
収益の部	1,193,318
資金運用収益	1,193,318
その他の収益	0
臨時利益	0
純利益又は純損失 (△)	1,080,713
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	0
目的積立金取崩額	0
総利益又は総損失 (△)	1,080,713

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

令和4年4月～令和9年3月 資金計画

(総計)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	8,123,691
業務活動による支出	1,077,393
投資活動による支出	6,886,344
財務活動による支出	60,000
次期中長期目標期間への繰越金	99,954
資金収入	8,123,691
業務活動による収入	1,744,554
運営費交付金による収入	498,336
設備整備費補助金による収入	2,375
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金による収入	1,009
革新的研究開発推進基金補助金による収入	10,000
創発的研究推進基金補助金による収入	24,706
大学発新産業創出基金補助金による収入	98,766
先端国際共同研究推進基金補助金による収入	65,190
脱炭素化産業成長促進対策費補助金による収入	49,580
業務収入	7,228
運用寄託金収入	500
利息・配当金の受取額	982,116
その他の収入	3,147
受託等収入	1,601
投資活動による収入	1,262,103
施設整備費による収入	2,391
定期預金解約等による収入	1,259,711
財務活動による収入	4,988,900
前中長期目標期間よりの繰越金	128,134

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

単位：百万円

区別	社会変革 に資する 研究開発 戦略の立案と社会 との共創	社会変革 に資する 研究開発 による新たな価値 創造の推進	新たな価値創造の 源泉となる研究開発 の推進	多様な人材の支援・育成	科学技術・イノベーション 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	34,449	171,334	279,498	21,038	46,283	19,897	572,499
業務活動による 支出	29,764	122,499	276,105	19,927	44,564	13,494	506,353
投資活動による 支出	4,563	36,945	1,978	1,068	1,454	1,093	47,102
財務活動による 支出	0	0	0	0	0	0	0
次期中長期目標 期間への繰越金	122	11,890	1,416	44	264	5,310	19,045
資金収入	34,449	171,334	279,498	21,038	46,283	19,897	572,499
業務活動による 収入	33,089	120,234	277,870	20,898	45,872	13,258	511,221
運営費交付金 による収入	29,944	115,760	277,552	19,806	44,444	10,830	498,336
設備整備費補助 金による収入	1,804	0	318	0	254	0	2,375
地域産学官連 携科学技術振 興事業費補助 金による収入	0	1,009	0	0	0	0	1,009
業務収入	1,341	3,250	0	0	881	0	5,472
その他の収入	0	0	0	0	0	2,428	2,428
受託等収入	0	215	0	1,093	293	0	1,601
投資活動による 収入	1,259	28,000	0	0	102	1,030	30,391
施設整備費に	1,259	0	0	0	102	1,030	2,391

よる収入							
定期預金解約	0	28,000	0	0	0	0	28,000
等による収入							
財務活動による	0	0	0	0	0	0	0
収入							
前中長期目標期	101	23,100	1,629	140	309	5,608	30,886
間よりの繰越金							

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	26,136
業務活動による支出	1,191
投資活動による支出	23,194
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	1,751
資金収入	26,136
業務活動による収入	2,269
業務収入	1,756
その他の収入	513
投資活動による収入	22,289
定期預金解約等による収入	22,289
財務活動による収入	0
前中長期目標期間よりの繰越金	1,578

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的研究開発推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	344,849
業務活動による支出	141,262
投資活動による支出	203,456
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	130
資金収入	344,849
業務活動による収入	10,004
革新的研究開発推進基金補助金による収入	10,000
その他の収入	4
投資活動による収入	331,466
定期預金解約等による収入	331,466
財務活動による収入	0
前中長期目標期間よりの繰越金	3,379

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(創発的研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	133,984
業務活動による支出	99,992
投資活動による支出	13
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	33,980
資金収入	133,984
業務活動による収入	24,714
創発的研究推進基金補助金による収入	24,706
その他の収入	8
投資活動による収入	25,000
定期預金解約等による収入	25,000
財務活動による収入	0
前中長期目標期間よりの繰越金	84,271

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(経済安全保障重要技術育成業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	382,694
業務活動による支出	69,995
投資活動による支出	310,941
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	1,758
資金収入	382,694
業務活動による収入	9
その他の収入	9
投資活動による収入	375,959
定期預金解約等による収入	375,959
財務活動による収入	0
前中長期目標期間よりの繰越金	6,726

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(大学発新産業創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	334,004
業務活動による支出	68,475
投資活動による支出	246,788
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	18,740
資金収入	334,004
業務活動による収入	98,860
大学発新産業創出基金補助金による収入	98,766
その他の収入	94
投資活動による収入	235,143
定期預金解約等による収入	235,143
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(先端国際共同研究推進業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	214,562
業務活動による支出	40,723
投資活動による支出	161,467
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	12,372
資金収入	214,562
業務活動による収入	65,245
先端国際共同研究推進基金補助金による収入	65,190
その他の収入	55
投資活動による収入	149,317
定期預金解約等による収入	149,317
財務活動による収入	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的脱炭素化技術創出業務勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	142,154
業務活動による支出	37,876
投資活動による支出	94,848
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	9,430
資金収入	142,154
業務活動による収入	49,617
脱炭素化産業成長促進対策費補助金による収入	49,580
その他の収入	
投資活動による収入	37
定期預金解約等による収入	92,537
財務活動による収入	92,537
	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(寄託金運用勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	533
業務活動による支出	3
投資活動による支出	529
財務活動による支出	0
次期中長期目標期間への繰越金	0
資金収入	533
業務活動による収入	533
運用寄託金収入	500
利息・配当金の受取額	33
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前中長期目標期間よりの繰越金	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(助成勘定)

単位：百万円

区別	金額
資金支出	5,972,277
業務活動による支出	111,523
投資活動による支出	5,798,006
財務活動による支出	60,000
次期中長期目標期間への繰越金	2,747
資金収入	5,972,277
業務活動による収入	982,083
利息・配当金の受取額	982,083
その他の収入	0
投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,988,900
前中長期目標期間よりの繰越金	1,294

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。